

日 薬 業 発 第 248 号

令 和 8 年 8 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 渡邊 大記

令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

平素より本会会務の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和8年7月29日付け日薬業発第176号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療課より、令和8年9月1日以降も当面の間、当該取扱いを継続する旨が示されました。

つきましては、別添のとおりお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について
(令和8年8月26日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和 8 年熊本地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和 8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号保険局医療課長通知) により、令和 8 年 8 月 31 日までの間は、当該通知に定める取扱いが適用されているところ。

今般、令和 8 年 9 月 1 日以降も当面の間、当該通知に定める取扱いを継続することとしたので、ご了解いただくとともに、関係団体への周知を図られたい。